

平成28年熊本地震による被災者に係る熊本市国民健康保険一部負担金等の免除等の取扱いに関する要綱

制定 平成28年8月 1日 健康福祉局長決裁

改正 平成29年2月28日 国保年金課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震（以下「地震」という。）に伴う熊本市国民健康保険の加入者の一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の免除及び還付（以下「免除等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 免除等の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 熊本市国民健康保険に加入していること。
- (2) 地震により次の①から⑤のいずれかに該当すること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

(一部負担金等の免除申請)

第3条 一部負担金等の免除を受けようとする者の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成28年4月14日の地震発生時以降、平成28年9月末までの診療、調剤及び訪問看護については、保険医療機関等の窓口において申し立てを行うことで完了する。
- (2) 平成28年10月から平成29年9月末までの診療、調剤及び訪問看護については、世帯主は、あらかじめ平成28年熊本地震による被災者に係る熊本市国民健康保険一部負担金免除申請書（以下「免除申請書」という。）に第2条第2号のいずれかの被災事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるといった後に、直ちに提出するものとする。

2 前項第2号の規定については、熊本市が災証明書を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、この限りではない。

(決定通知)

第4条 市長は、前条第1項第2号の免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除の承認又は不承認の決定を行い、当該世帯主に対して通知するものとする。

- 2 市長は、免除の承認の決定をしたときは、世帯主に対して平成28年熊本地震による被災者に係る熊本市国民健康保険一部負担金免除証明書（以下「免除証明書」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の決定をするため必要があると認められるときは、申請をした世帯主に対して文書の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができるものとする。
- 4 市長は、世帯主が前項の調査に応じないため事実の確認等ができないときは、申請を却下すること

ができるものとする。

(一部負担金等の免除)

第5条 被保険者が第2条に該当した場合には、平成29年9月末までの診療、調剤及び訪問看護分の一部負担金等を免除する。

(証明書の提示)

第6条 免除証明書の交付を受けた被保険者が療養の給付を受けようとするときは、被保険者証にこれを添えて、保険医療機関等に提出しなければならない。

(一部負担金等の還付申請)

第7条 一部負担金等の還付の申請を希望するときは、世帯主は、平成28年熊本地震による被災者に係る熊本市国民健康保険一部負担金還付申請書(以下「還付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 第1項の還付申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 免除証明書(免除証明書の交付をまだ申請していないときには、免除申請書とその添付書類)
- (2) 保険医療機関等が発行した領収証等、支払った一部負担金等の額が確認できる書類(保険医療機関等が廃院している等の理由により領収書等の再発行が困難な場合は省略可。)

3 還付申請書は、第3条第1項第1号に係るものについては、保険医療機関等の窓口において申し立てを行っていない診療、調剤及び訪問看護について提出することができるものとし、第3条第1項第2号に係るものについては、やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったものについて提出することができるものとする。

(還付の決定通知)

第8条 市長は、還付申請書を受理したときは、その内容を審査し、還付に係る決定を行い、当該世帯主に対して通知するものとする。

2 市長は還付の決定をしたときは、世帯主に対して平成28年熊本地震による被災者に係る熊本市国民健康保険一部負担金還付決定通知書を交付するものとする。

3 市長は、第1項の決定をするため必要があると認められるときは、申請をした世帯主に対して文書の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができるものとする。

4 市長は、世帯主が前項の調査に応じないため事実の確認等ができないときは、申請を却下することができるものとする。

(免除等の取消)

第9条 市長は、被保険者が偽りの申請その他不正の行為により、一部負担金等の免除等を受けたことが明らかとなったときは、直ちに当該被保険者に対する免除等の承認を取り消すものとする。

2 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等で療養の給付を受けているときは、市長は、直ちに免除等の承認を取り消した旨を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に免除等の承認により、その支払いを免れた額を市長に返還させるものとする。

(適用期間)

第10条 この要綱の適用期間は、平成28年4月14日から平成31年9月30日までとする。

(雑則)

第11条 その他、この要綱に定めのない事項については、市長が定めることとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。